

平成 25 年 4 月 26 日

東京地方裁判所
所長判事 岡 田 雄 一 殿

東京司法書士会
会長 柏 戸 茂

東京地方裁判所破産部の運用に対する意見書

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より当会の活動にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。当会は、東京都内に事務所を有する全ての司法書士により組織し設立することが義務付けられた団体であり、その構成員である司法書士は、司法書士法に明記されたとおり国民の権利の保護に寄与することを職責とし、裁判所に提出する書類の作成を根幹業務の一つとしております。

さて、この度、下記のとおり、意見書を提出いたしますので、ご検討のうえ、ご回答賜りますようお願い申し上げます。

記

意見書の趣旨

- 1 貴庁における破産事件の運用においてなされている代理人選任の有無のみを理由とする不合理な取り扱いの差異を速やかに改善していただきたい。
- 2 代理人を選任せずに司法手続きを利用する市民の利便及び手続の適正かつ円滑な実施に資するために、貴庁と当会との協議会を設けていただきたい。

意見書の理由

第1 取り扱いの差異について

- 1 貴庁破産部（以下「民事20部」といいます。）は、他の裁判所において類をみない独自の「運用」により、即日面接事件（申立当日において破産手続開始決定をする運用）、少額管財事件（通常管財事件の予納金が一律に50万円以上とされるのに対し、予納金を一律に20万円とする運用）という二種類の制度を平成11年より導入しました。そして、これらの利用は、申立代理人を選任することが条件であると明示しています。つまり、債務者本人による申立（以下「本人申立」といいます。）の場合には、これら二種類の手続きは、申立の内容を問わず、一切利用できないこととされています。申立事件をその内容の差異により別異に取り扱うことは許され

るとしても、代理人の選任は、何らの法律効果を生むものではありませんから、代理人選任の有無により事件の取扱いに差異を設けることは、不合理です。

- 2 少額管財事件は、代理人を選任した申立に、大きな経済的優遇を与えることに最大の特徴があります。経済的困窮状態の中にあり破産手続きを利用する者に対して、代理人選任の事実のみにより、予納金の額において2分の1以下となる優遇を与えることの帰結は、代理人選任への誘導若しくは事実上の強制です。このことは、生活保護受給中である申立人の事件すら管財事件とし、代理人の選任が「ある」場合には、20万円の予納を、「ない」場合には、50万円の予納を一律に求めている事実により、一層明確になります。(注1) つまり、総合法律支援法に基づく法律扶助制度を利用した場合には、20万円を上限に日本司法支援センターからこの予納金に充てる金員が支出されるため、代理人を選任すれば、事実上負担なく、破産手続きの利用ができる一方、代理人を選任しない場合には、30万円を生活保護費から捻出できない限り、破産手続きを利用できないことになるからです。(注2、3) 選ぶことのできない選択肢は、不存在と同義であり、代理人の選任を事実上強制される結果となります。
- 3 つまり、民事20部は、代理人の役割を非常に重要視し、これを活用することを手段として、手続の適正化及び裁判所の事務処理負担の軽減を図る方針を、平成11年頃より強力に推進してきたということです。「代理人が選任されていること」が民事20部にとって重要であるが故に、代理人を選任しない又はできない申立人に対しては、既述の取扱いの差異による他、執拗な代理人選任の「指導」が繰り返されてきました。(注4) 平成11年から激減し、ほぼ0にまでなった民事20部に対する破産申立における本人申立の割合が、この事実を明確に示しています。
- 4 なお、一方で民事20部は、破産法に定める専属管轄に違背して他の地方裁判所の管轄に属する事件を、これも代理人の選任を要件に公然と受理しており、法律に根拠を有しない独自の運用を行ってまで事件処理の効率化を図らねばならない必然性は存在しないといえます。(注5)

第2 運用の弊害について

- 1 我が国の憲法は、個人の尊重が国政の上で最大限の尊重を要することを規定しています。司法権を司る裁判所を含め全ての国家機関は、個人を尊重し、個々人の権利がよりよく実現されるという目的に資することを志向すべきであり、国家機関の志向により国民の権利が制限されることは許されません。
市民は、破産手続きを利用する場合においても、法律専門家の助力を求めるときは「自らの」判断で求め、行います。法律専門家の助力を頼まない意思を持つ者がいたとしても、その者は、法律専門家の助力を頼む意思を持つ者と同様に尊重されなくてはなりません。代理人を選任しないという判断を、裁判所からみれば好ましくないとして、その選択を許さないということは、司法制度を利用する国民の権利を制限するものであり、憲法上も非常に大きな問題を内包します。
- 2 また、民事20部は当該運用を何らの法的根拠にも基づかず行っています。運用は、国民の意思による法律に適合し、その目的達成に資する限り認められるのであって、これを損なうことは許されません。法律が、「代理人選任の有無」による取扱

いの差異を認めない以上、運用によって差異を設けることはできません。さらに、この運用は、民事20部という組織の決定により、「代理人選任の有無」を事件取扱いの最大の指標にするというものであり、個々の裁判官がこれに拘束されていることは、裁判官の職権独立上も大きな問題があります。

- 3 結局において、当該運用の本質は、経済的困窮にある債務者にその費用を負担させることで、裁判所の本来業務を弁護士へ外部委託（アウトソーシング）することです。裁判所の価値観により国民の権利が制限されるという、本末転倒の状況が生まれ、そして未だに継続されているのです。裁判所の事務処理負担軽減は、目指すべき到達点ではなく、国民にとって身近で利用しやすい司法制度を確立するための一手段にすぎません。手段が自己目的化し、本来の目的を損なうことは認められません。申し立てられた事件は、裁判所において「内容」により取り扱われるべきであり、「代理人選任の有無」により画一的に優遇又は劣位に取り扱われてはなりません。このように、様々な問題をもつ運用は速やかに改善されるべきです。

第3 結語

- 1 裁判所の事務処理負担の軽減は、必要であれば、主権者の意思による国会において予算的、人的手当を求め、達成すべきです。現在の裁判所の事務処理能力に合わせるために申立事件数を抑えるようなことはあってはなりません。
- 2 我が国の訴訟制度においては、本人訴訟が原則であり、代理人による訴訟は例外となっています。訴訟においても、他人を介在させることなく自らの意思により行為を行うことが原則なのです。たとえ、代理人を介在した司法制度へのアクセスが事実上多いとしても、原則である本人による司法制度のアクセスの選択肢を閉ざしては、司法は専門家を通してのみ、かろうじて触れることができる縁遠いものとなってしまいます。市民が主体的に法律を利用することができる土壌がなければ、市民は法律をトラブルの解決の基準とすることを止めてしまうでしょう。当会は、このことを危惧するのです。
- 3 当会は、この度の意見書と同趣旨の文書を、平成17年2月1日付「要望書」、平成20年1月31日付「要望書」、平成20年9月26日付「要望及び質問書」と過去数年にわたり複数回、貴庁に提出しておりますが、一度もそのご回答をいただくことはありませんでした。
- 4 当会は、市民が、自らの生きる社会のルールである法律を、自らのトラブルを解決する指標とし、そのために自律的に司法制度を利用する社会の到来を望みます。そして、そのような社会が到来することにより、法律専門家が必要とされる場面が増え、この相乗効果として一層法律により規律された社会が実現するものと考えます。この意見書により指摘しました貴庁の運用は、事務処理効率に重きを置き、国民の権利を損なう危険が高いものと、当会は認識しています。しかしながら、その影響を直接に受ける一般の市民の方々の議論の対象とはなっていない状況があります。当会は、その職責に照らし、当会の意見を貴庁に提出するにとどまらず、市民の間に当該運用の是非をめぐる議論が高まる契機となることを目的とし、広く市民に告知し、国民的な議論を展開して行く所存です。

以上

- (注1) 当会所属の司法書士がその申立書作成の支援を行った生活保護受給者である申立人の事件において、回収できる財産がないにもかかわらず、50万円の予納を求められ、破産手続きの利用を断念せざるを得なかった案件の情報が寄せられております。
- (注2) 30万円は、東京都内の一人世帯の保護受給者にとって約4か月分の生活扶助費全額に相当する金額です。
- (注3) 司法書士に書類作成支援を依頼しない場合には、日本司法支援センターによる立替を利用できませんので、50万円の予納が必要となり、これは、東京都内の一人世帯の保護受給者にとって約6か月分の生活扶助費全額に相当する金額となります。
- (注4) 民事20部の判事又は判事補が毎年法律雑誌「民事法情報」に寄稿していた文章によると、平成10年には14.40%あった本人申立率が平成19年まで減少の一途をたどり、平成19年には0.21%に至っています。平成15年以降は1%以下となっています。
- (注5) 近年まで、代理人の選任を要件に日本全国の事件を受理しており、現在は東京近県のみとなったものの管轄外事件の受理を公然と行っています。